

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
（特定金庫における計算関係書類の監査） 第二十七条（略） 2（略） 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百十四条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項 二〃四（略） 4・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一〃五（略） 六 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該金庫の経営に重要な影響を	（特定金庫における計算関係書類の監査） 第二十七条（略） 2（略） 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業の前提（当該金庫の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他金庫が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。）に係る事項 二〃四（略） 4・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一〃五（略） （新設）

及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 2 （略） 第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	2 （略） 第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三 （略） （新設）
--	---

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案		現行																																																																	
別紙様式第2号（第21条第1項関係）		別紙様式第2号（第21条第1項関係）																																																																	
<table><tr><td>第</td><td>期</td><td>（</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>現在）</td><td>貸借対照表</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>作成</td><td></td><td></td><td>住</td><td>所</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>備付</td><td></td><td></td><td>労働金庫名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>理 事 長</td><td>氏 名 印</td></tr></table> （略）		第	期	（	年	月	日	現在）	貸借対照表	年	月	日	作成			住	所	年	月	日	備付			労働金庫名								理 事 長	氏 名 印	<table><tr><td>第</td><td>期</td><td>（</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>現在）</td><td>貸借対照表</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>作成</td><td></td><td></td><td>住</td><td>所</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>備付</td><td></td><td></td><td>労働金庫名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>理 事 長</td><td>氏 名 印</td></tr></table> （略）		第	期	（	年	月	日	現在）	貸借対照表	年	月	日	作成			住	所	年	月	日	備付			労働金庫名								理 事 長	氏 名 印
第	期	（	年	月	日	現在）	貸借対照表																																																												
年	月	日	作成			住	所																																																												
年	月	日	備付			労働金庫名																																																													
						理 事 長	氏 名 印																																																												
第	期	（	年	月	日	現在）	貸借対照表																																																												
年	月	日	作成			住	所																																																												
年	月	日	備付			労働金庫名																																																													
						理 事 長	氏 名 印																																																												
（記載上の注意） 1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 ^{(2)～⁽²²⁾}（略） 2．～7．（略）		（記載上の注意） 1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無 ^{(2)～⁽²²⁾}（略） 2．～7．（略）																																																																	

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案		現行	
別紙様式第6号（第21条第1項関係）		別紙様式第6号（第21条第1項関係）	
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 (略)		第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印 (略)	
(記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 ^{(2)～(22)} (略) 2. ～7. (略)		(記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を拘かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無 ^{(2)～(22)} (略) 2. ～7. (略)	

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
別紙様式第9号（第113条第1項関係） （日本工業規格A4） 業務報告書 第期 年 月 日から 年 月 日まで （労働金庫名） （所在地） 年 月 日 （労働金庫名） （理事長）氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業務報告書 （略） 第1事業概況書 第期 年 月 日から 年 月 日まで （略） 第2貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下	別紙様式第9号（第113条第1項関係） （日本工業規格A4） 業務報告書 第期 年 月 日から 年 月 日まで （労働金庫名） （所在地） 年 月 日 （労働金庫名） （理事長）氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業務報告書 （略） 第1事業概況書 第期 年 月 日から 年 月 日まで （略） 第2貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下

同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 (2)～(22) (略) 2. ～7. (略)	同じ。)に重要な疑義を招かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無 (2)～(22) (略) 2. ～7. (略)
---	--

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案		現行	
別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）		別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）	
（日本工業規格A4） 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （労働金庫名） （所在地） 年 月 日 殿 （労働金庫名） （理事長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 連 結 業 務 報 告 書 （略） 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策		（日本工業規格A4） 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （労働金庫名） （所在地） 年 月 日 殿 （労働金庫名） （理事長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 連 結 業 務 報 告 書 （略） 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無	

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 (2)～(8) (略) 2. ～ 5. (略)	(2)～(8) (略) 2. ～ 5. (略)
--	---------------------------------------

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案		現行	
別紙様式第10号（第113条第1項関係） （日本工業規格A4）		別紙様式第10号（第113条第1項関係） （日本工業規格A4）	
業 務 報 告 書 第 期 年 月 日 から 年 月 日まで （労働金庫連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （労働金庫連合会名） （理事長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業 務 報 告 書 （略） 第1事業概況書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで （略） 第2貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。		業 務 報 告 書 第 期 年 月 日 から 年 月 日まで （労働金庫連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （労働金庫連合会名） （理事長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業 務 報 告 書 （略） 第1事業概況書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで （略） 第2貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 (2)～(22) (略) 2. ～ 7. (略)	(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無 (2)～(22) (略) 2. ～ 7. (略)
---	--

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案		現行	
別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）		別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）	
（日本工業規格A4） 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （労働金庫連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （労働金庫連合会名） （理事長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 連 結 業 務 報 告 書 （略） 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策		（日本工業規格A4） 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （労働金庫連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （労働金庫連合会名） （理事長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 連 結 業 務 報 告 書 （略） 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ① 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無	

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 (2)～(8) (略) 2. ～ 5. (略)	(2)～(8) (略) 2. ～ 5. (略)
--	---------------------------------------